

令和6年度大蔵村調整給付金(※)支給確認書

※ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和6年10月31日までに、この確認書と本人確認書類等を返送してください。

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法	口座振込
支給口座	〇〇銀行 〇〇支店 普通 1234567 材々々々
支給額	20,000円
	↑この口座への振込を希望しない場合は裏面(2)を記入

(1) 調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額(①)
	30,000円	19,000円	11,000円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額(②)
	10,000円	6,000円	4,000円 (<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①)	住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額 計(③) (①+②)
	11,000円	4,000円	15,000円
			調整給付金支給額
			20,000円

注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

③を1万円単位に切り上げ

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

※令和6年中に大蔵村外に転出される方又は転出された方は、本確認書が、追加給付に際して必要となるため、写し(コピー)を取って大切に保管ください。

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等)の写し(コピー)を添えて返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

上記の記載内容に異議ありません。

(注意)意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

氏名	大蔵 太郎	確認日	令和6年〇〇月〇〇日	連絡先 電話番号	75-2111
----	-------	-----	------------	-------------	---------

※本給付金を受給しない場合は、右記のチェック欄(□)にレを入れてください。【□私は給付金を受給しません】

裏面も必ずご確認ください

(2) 調整給付金の振込先口座の変更等

表面上部の**口座欄が空欄**の場合や**別の口座への振込みを希望**する場合には、以下**いずれか1つ**のチェック欄 (□) にレを入れてください。

- ① 下記の現に使用している申請者名義の口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
 - 水道料引落口座 住民税等の引落口座 児童手当等の受給口座
- ② 下記の口座への振込を希望します。(通帳等の写しを下の貼付箇所に添付してください)

↓ (注意)長期間入出金のない口座は記入しないでください

金融	表面 (1枚目) の支給口座に記載があり、	口座番号	口座名義 (カナ) ※通帳の標記に合わせてください
	記載されている支給口座へ振込を希望する場合は、		
	裏面の記載はいりません。		
ゆうちょ銀行	通帳記号	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義 (カナ) ※通帳の標記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、預金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください	1	0 ※	

(3) 代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】を記入してください

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
			男・女	大正・昭和・平成 年 月 日	電話 - -
上記の者を代理人と認め、 調整給付金の				本人氏名	署名
<input type="checkbox"/> 確認・請求 <input type="checkbox"/> 受給 <input type="checkbox"/> 確認・請求及び受給				を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	

(4) 振込先金融機関口座確認書類・本人 (代理人) 確認書類貼付箇所

受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人 (カナ) が分かる通帳やキャッシュカードの写しを添付

(2)の調整給付金の振込先口座の変更等に記入した口座への振込を希望する場合は、記入した振込口座の確認書類を添付してください。

本人 (代理人) 確認書類 (マイナンバーカード表面・運転免許証・健康保険証・介護保険証・年金手帳などいずれか一つの写しを添付

(3)の代理確認・受給を行う場合に記入した場合、本人及び代理人の本人確認書類を添付してください。